

## 会社の反論ならざる反論出る 年休裁判(東京)第5回口頭弁論

本日、年休裁判（東京）第5回口頭弁論が開廷されました。

被告会社から、9月27日付けの準備書面（4）が陳述されました。この準備書面は、原告JR東海労組合員らが主張する様々な職場における問題に対する反論がされていますが、反論ならざる反論が書かれています（以下、列挙）。

今回、裁判所から争点整理をするために、手続きと今後の進め方について進行協議（非公開）を開催したい旨を提案され、12月3日の第6回口頭弁論までに2回（10月19日と11月14日）の進行協議を開催することになりました。

### 会社の主張はこんなにデタラメ！ 「 」内が会社の主張

#### ◆基準人員の算出について

「乗務員として就労する日数を加味して基準人員を算出し、適切な数の乗務員を実際に配置している（そのための算出方法が明記された）」→だとしたら何で年休が失効されるのか？ 休日出勤が発生するのか？

#### ◆年休申込簿は仮申込で、年休が出なかった場合は年休申込がなかったものとして扱うことについて

「人事部勤労課長が各人事担当課長に宛てて発信した社内公式文書で明記している」→就業規則には載っていないぞ！ 労働基準法に照らして物言え！

#### ◆5日前の勤務発表について

「年休が出たかどうか争点であり、行路確定の時期はこの裁判の争点とは関係ない」→5日前の勤務発表が不合理であることの裏返し。まともに反論できない証左！

#### ◆年休取得率について

「世間水準を大幅に上回る数の年休を取得している」→取りたい日に取るのが年休だ！ 世間を上回るから年休を出さないとは理由にならない！